

公益社団法人 奈良県不動産鑑定士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当協会は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）の社会的使命及びその職責にかんがみ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）と連携を保ちつつ、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究及び知識の啓発普及を行い、もって、不動産の適正な価格の形成を通じて実現される国民福祉及び県民福祉の増進への寄与並びに不動産鑑定評価制度の一層の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の鑑定評価に関する研修を開催する等会員の資質の向上に係る諸施策の実施
- (2) 不動産鑑定評価制度に関する県民及び社会一般の理解及び信頼を高めるための啓発宣伝事業
- (3) 不動産に関する無料相談などに関する事業
- (4) 国又は地方公共団体が行う地価等の調査事業における品質の保持、価格の適正な均衡等を実現するための各種支援事業
- (5) 不動産鑑定評価業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対する必要な支援
- (6) 不動産の鑑定評価に関する理論及び実務の調査研究等、不動産鑑定評価業務の適正な実施に資する諸施策の実施
- (7) 前号のほか、不動産鑑定評価制度、不動産鑑定士の業務及び地価に関する事項について調査研究を行い、必要に応じ官公庁に建議し、又はその諮問に応ずること。
- (8) 不動産及び不動産鑑定評価に関する紛争の相談、助言等及び苦情処理等
- (9) 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理すること。

- (10) 国又は地方公共団体の委託を受けて地価の調査を行うこと。
 - (11) その他当協会の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業は、奈良県において行う。
 - 3 当協会は、前条の目的達成のため、連合会の団体会員となり、同会と協力して第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。
 - 4 当協会は、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会、社団法人京都府不動産鑑定士協会、社団法人大阪府不動産鑑定士協会、公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会及び一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会と共同で近畿不動産鑑定士協会連合会を組織し、第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に向けた協議・情報交換を行う。

第3章 会員及び会費

(種別及び資格)

第5条 当協会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、次のいずれかに該当する者（他の都道府県の不動産鑑定士協会に属している者を除く。）で、当協会の目的に賛同して入会した者
 - ア 奈良県内に事務所を有する不動産鑑定業者の代表者（その代表者が奈良県内に勤務地を有しない場合にあつては、その不動産鑑定業者が指名した奈良県内に勤務地を有する者）
 - イ 奈良県内に勤務地を有する不動産鑑定士（アに該当する者を除く。）
 - ウ 勤務地を有さない不動産鑑定士で奈良県内に住所地を有する者
- (2) 特別会員は、不動産の鑑定評価若しくは公益法人の運営に関して経験豊富な者又は不動産の鑑定評価に関する学識経験者であつて、総会において承認された者
- (3) 賛助会員は、社団法人奈良県不動産鑑定士協会において賛助会員であつた者

(入会)

- 第6条 当協会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会員の入会は、理事会において前条各号の要件にてらしてその認否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員となつた者は、当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、賛助会員は入会金の納入を要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別会員は入会金及び会費の納入を要しない。

(会員の義務)

第8条 会員は、当協会の定款及び諸規程等を遵守し、秩序及び信用を重んじ、その品位を傷つける行為をしてはならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 前条の規定に基づき退会した場合
- (2) 次条の規定に基づき除名となった場合
- (3) 会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき。
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人となった場合又は死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「不動産鑑定法」という。）第20条、第30条、第40条又は第41条の規定により登録の消除を受けたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(懲 戒)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、会長はこれを懲戒することができる。

- (1) この定款その他の規程等又は総会の決議に違反したとき。
 - (2) 会員として品位を著しく損なう行為又は秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 第12条第1号及び第2号の懲戒を決定する場合は、理事会の決議を経なければならない。理事会における懲戒の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その4分の3以上に当たる多数をもって行うものとする。
- 3 前項の規定により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 会員を除名するときは、第22条に基づく総会の決議を必要とする。
この場合、当該会員に対し除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 会長は、会員を懲戒したときは、次の総会に報告しなければならない。
- 6 前各項及び次条に定めるもののほか、懲戒に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第12条 懲戒は、次の3種とする。

- (1) 戒告
- (2) 1年以内の会員権の停止
- (3) 除名

2 会員権とは、当協会における役員被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及び表決権並びに施設利用権等をいう。ただし、役員選挙権、総会での議決権並びに公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員及び補欠代議員の選挙権を除く。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。また、会員が当協会に対してすでに負担している義務は、これを免れるものではない。

第4章 総 会

(種 別)

第14条 当協会の総会は、法人法上の定時社員総会として通常総会を毎事業年度5月又は6月に開催し、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

(構成及び議決権の数)

- 第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
 - 4 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 能)

第16条 総会は、法人法に規定する事項及び本定款で定めた次の事項に限り、決議することができる。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前項の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(招 集)

第18条 総会は、前条第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催2週間前までに発送しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨
 - (4) その他法務省令で定める事項
- 4 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。

(議 長)

第19条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決 議)

- 第21条 総会の決議は、法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

(特別決議)

第22条 前条の定めにかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第23条 総会に出席しない正会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該正会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を、当協会に提出しなければならない。この場合において、前3条の規定の適用については、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

2 前項の代理人は、当協会の正会員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第24条 総会に出席しない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該書面を当協会に提出しなければならない。この場合において、その議決権の数は第20条から第22条までの規定の適用については、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(決議の制限)

第25条 総会においては、あらかじめ通知した事項以外を議決することはできない。

ただし、法人法第55条第1項又は第2項に規定する者の選任についてはこの限りでない。

(議事録)

第26条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面をもって作成し保存する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定及び選任)

第27条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議によって選任する。ただし、監事は正会員以外から選任することができる。総会の決議にかける役員候補者の選出に関しては、役員選挙規程による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 理事会は、会長及び副会長を選定及び解職する。

(役員構成の制限)

- 第28条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 前2項の規定は、監事についても同様とする。
 - 4 当協会の監事には、当協会の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び当協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、当協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、当協会の業務を執行する。なお、会長に事故あるとき又は会長が欠けるにいたったときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行い、又は権限を行使する。

- (1) 理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (4) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 第3号の報告をするため必要と認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) その他法令で定める職務

(任 期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第32条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第33条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、総会において別に定める基準に従い、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の実任の免除)

- 第34条 当協会は、法人法第111条第1項の実任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧 問)

- 第35条 当協会に、任意の機関として、顧問を2名以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定め、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当協会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ、会長に助言することができる。
- 4 顧問は、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。ただし、報酬についてはこれを支払わない。

(相談役)

第36条 当協会に、任意の機関として、相談役を2名以内置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において任期を定め、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、当協会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。
- 4 相談役は、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。ただし、報酬についてはこれを支払わない。

第7章 理事会

(設置)

第37条 当協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 総会で定めるもの以外の規程の制定、変更及び廃止
- (3) 当協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) その他法令又は定款に定める事項

(種類及び開催)

第39条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

- 第40条 理事会は、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、各理事が招集する。
- 2 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、各理事又は各監事の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第41条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者が当たる。

(定足数及び決議)

- 第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、代理人又は書面による議決権の行使は認められない。

(決議の省略)

- 第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第46条 当協会に、第4条に掲げる事業の企画及び立案のため、理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会において選任する。

3 委員長は、会長及び副会長の業務の執行について助言する。

第9章 資産、会計、事業計画等

(事業年度)

第47条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則及び会計規程)

第48条 当協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の承認を受けた書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類については、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等並びに費用支給規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第51条 当協会は、会員に剰余金を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第50条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第54条 当協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 当協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し

日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第56条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17条に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

（事務局）

第57条 当協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができ、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運用に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

（備え付け帳簿及び書類）

第58条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員報酬等並びに費用支給規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告及び計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及びこの定款の定めによる。

第12章 情報公開及び個人情報保護

（情報公開）

第59条 当協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第60条 当協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公告)

第61条 当協会の公告は、当協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員の選任

(連合会代議員)

第62条 連合会の代議員及び補欠代議員は、当協会の正会員の中から別途連合会の定める員数を正会員が選出する。ただし、連合会の正会員ではない当協会の正会員は、連合会の代議員及び補欠代議員の選出に関わる権利を有しない。

2 前項の連合会の代議員の選出に当たっては、欠員補充を考慮し、投票数の多い順に順位を付すこととする。

3 会長は、連合会の代議員の名簿を作成し、連合会の通常総会の30日前までに連合会の会長に送付しなければならない。

4 連合会の代議員は、連合会の総会の決議事項等について、当協会会員に報告するものとする。

第14章 雑 則

(委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、当協会の運営に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、

設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（会長）は、榎原清一とする。

4 この法人の最初の業務執行理事（副会長）は、三和 浩、藤田秀紀、倉田智史とする。

5 他府県に勤務地があつて奈良県内に住所地がある者で、社団法人奈良県不動産鑑定士協会において正会員であった者は、定款第5条第1号の正会員として継続することができる。